

障害者自立支援法によるサービスが始まります

障害者・児がその能力や適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行う「障害者自立支援法」が4月から施行されます。この法律は、障害の種類（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、共通の制度により福祉サービスや公費負担医療を提供するものです（図1参照）。

今回は、その概要をお知らせします。



障害者スポーツフェスティバルより（平成17年10月）

障害者自立支援法のポイント

- 施設での保護中心の障害者施策を改め、障害者の地域生活と就労に基づく自立支援中心の施策に転換するものです。主なポイントには次のとおりです。
- 障害の種類にかかわらず、共通の制度により福祉サービスを提供します。
- 障害者が企業などで働けるよう支援します。
- 障害者が身近な施設などを活用できるよう、施設設置基準などの規制を緩和します。
- 福祉サービスが公平に利用できるよう、手続きや基準を透明・明確化します。
- 福祉サービスを利用した場合、食費等の実費負担やサービスの量および所得に応じた公平な利用者負担を求めます。
- 在宅サービスを、国が義務的に負担する仕組みにします。
- 障害者自立支援法による対象者を除く
- 自立支援給付（自立支援医療を除く）
 - 対象者 身体障害・知的障害・精神障害などの方
 - 自立支援給付のうち自立支援医療（公費負担医療）
 - 対象者 更生医療、育成医療、精神通院公費の対象者で、所得が一定額未満の方

新制度による主な変更点

■表1：自立支援給付（医療・補装具を除く）にかかる自己負担限度額

世帯区分	月額負担限度額
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯・低所得1（障害者または障害児の保護者の収入が年間80万円以下）	15,000円
市民税非課税世帯・低所得2（上記以外）	24,600円
市民税課税世帯	37,200円

■表2：自立支援給付（医療）にかかる自己負担限度額

世帯区分	月額負担限度額
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯・低所得1（障害者または障害児の保護者の収入が年間80万円以下）	2,500円
市民税非課税世帯・低所得2（上記以外）	5,000円
市民税課税世帯（市民税所得割額2万円以上20万円未満）	医療保険の負担限度額
市民税課税世帯（市民税所得割額20万円以上）	自立支援医療対象外（通常の医療保険）

◎上記の表に該当しない場合があります。詳細はお問い合わせください。

■公平なサービス提供
サービス支給決定の透明化・明確化を図るために、障害程度区分および審査会制度を導入します。また、相談支援を受けて申請する場合に、市のほかにご相談支援事業者を利用できます（10月以降）。

■サービス体系の再編（10月）
障害の種類ごとに分けられていた施設や事業を、機能別に再編します。詳細は、各事業の要約をご覧ください。

市長インタビュー



障害者が安心して暮らせる社会へ

●障害者自立支援法をどのようにとらえていますか。
高藤市長 これまで複雑に組み合わせられていた障害福祉サービスがひとつになり、障害者の地域での自立した生活を総合的に支援できるものと考えております。

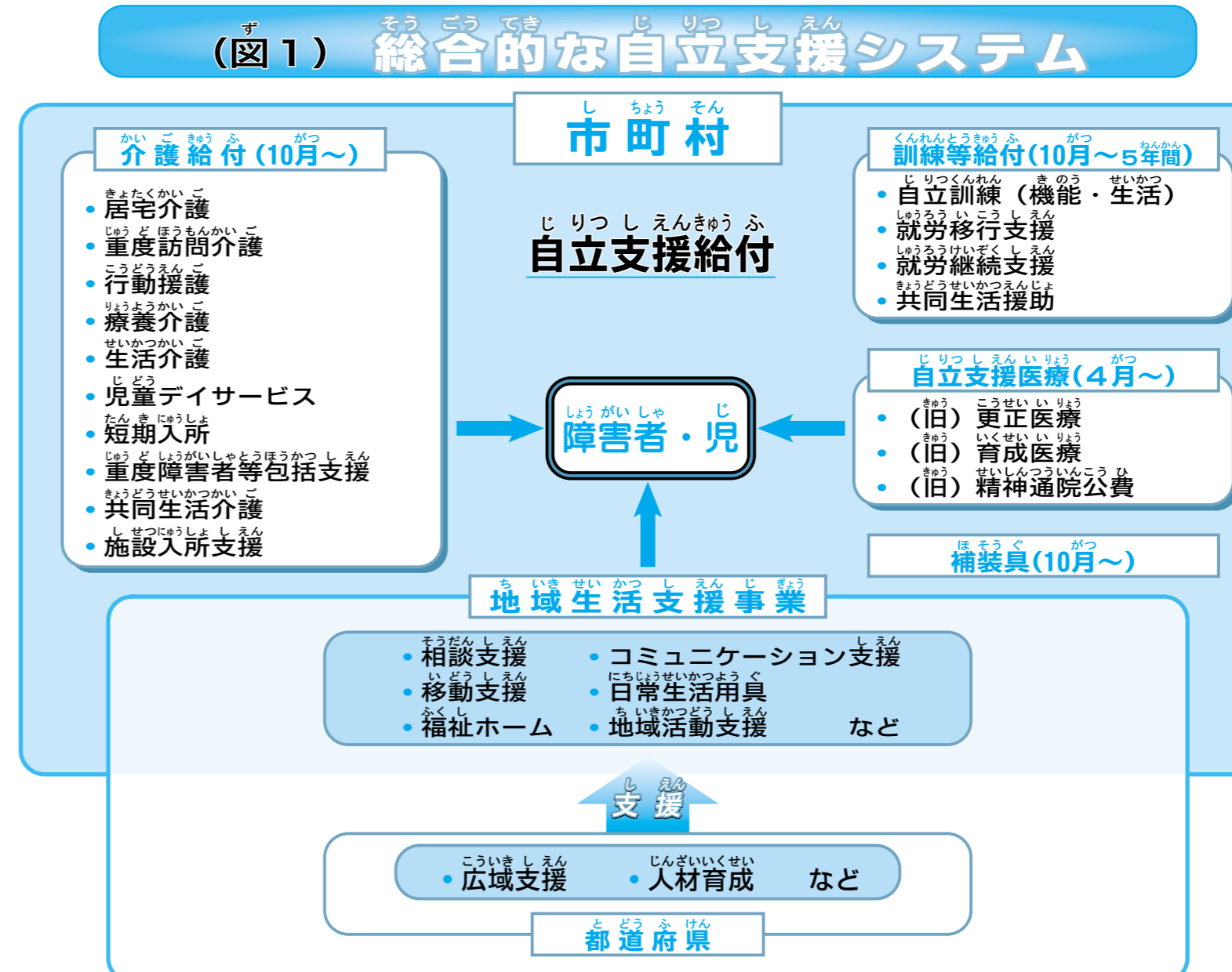
私は、障害者の皆さんと直接触れ合う機会も多く、その際に思うのは障害者の皆さんの能力や適性に応じた、自立した生活が送れる地域社会の実現が大切だということです。障害をお持ちの皆さんが安心して暮らすことができるよう、1日も早い制度の定着を期待します。

●新制度への移行に必要と考えていることは何ですか。
市長 まずは、新制度へのスムーズな移行です。そのためには、制度の内容や手続き等について、障害をお持ちの皆さんをはじめ、市民の皆さんにご理解いただくことが、最も重要だと考えております。

また、障害をお持ちでも現在はサービスを受けていない方が、新制度に変わり新たにサービスを希望する場合もあるかと思っております。これらの方々にも周知徹底を図り、地域の特徴を生かしたサービス体制を確立して、障害者がより身近な地域でサービスを利用できるまちづくりを目指してまいります。

なお、障害者自立支援法では、サービス量の数値目標を明記した障害福祉計画の策定が市町村に義務づけられておりますので、障害をお持ちの方々のご意見を参考に検討してまいります。

今後も、『豊かな心で健やかに暮らせる、支え合いのまちづくり』を目指し努力してまいります。皆さんのご理解とご協力をお願いします。



■問い合わせ

身体・知的障害の方	障害福祉課	18歳未満の障害の方	子ども支援課
身体・知的障害の方	BA2998-1147	子ども支援課	BA2998-9124
精神障害の方	BA2998-9035	保健センター	BA2998-1181
本人保護課	BA2998-1178		

理解を深めるために

山本 英俊さん (上新井在住)

利用しやすい地域社会の実現を

田口 香織さん (荒幡在住)

僕は、以前、車いすで生活をした経験があり、そのときに改めて『障害のある方は大変な苦勞をしているんだな』と実感しました。障害者自立支援法については、テレビや新聞で見たり聞いたりしますが、例えば、小・中学校や高校の空き教室を福祉サービスの拠点施設として活用したらいいかがでしょうか。お互いに交流ができ、1人でも多くの人に、障害のある方に対する理解を深めていただけるようになるのではないかと思います。

私は、学生時代に障害者福祉サービス制度について勉強しました。今回の障害者自立支援法は、障害のある方が同じ制度により、公平なサービスを受けられるという点では、わかりやすいと思います。しかし、新しいサービスを利用する場合には、費用の一部負担など大変な面もあると思います。今後は、利用しやすい地域社会の実現を目指し、障害のある方が自分らしい生活を送れるように、個々の実情に合った対応を期待します。

